



みな为企业支援

# かわら版

vol.10

緊急事態宣言が発令され新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化していることから、町では「中小企業者応援給付金」の交付要件を更に緩和しました。

この他、申請期限が迫っている町給付金のお知らせや、県の休業要請に協力した飲食店に対する感染防止対策協力金の情報などを掲載しています。

## ① 中小企業者応援給付金の交付要件を緩和しました！ 給付

- 法人の本店所在地や個人事業主の住所が町外の場合でも、給付を受けられるよう交付要件を緩和しました。
- 例えば、秩父市に住民登録がある個人事業主が、皆野町内で店舗を営業している場合でも給付を受けられるようになりました。

### 緩和後の制度内容

#### ・主な交付要件

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年1月から令和2年12月までの期間で、ひと月の売上が前年同月比15%以上減少した月があること
- ② 皆野町内に店舗、工場、事務所が所在している中小企業者であること
- ③ 令和元年12月以前から事業を行っており、今後も継続する意思があること
- ④ 町税の滞納が無いこと

※ 国の持続化給付金を受給した方も、本給付金の対象となります。

※ 詳しくは町HP掲載の申請要領をご覧ください。

・交 付 額 10万円

・申請期限 **令和3年2月26日（金）まで**

申請方法 町HPに掲載されている必要書類（申請様式等）をご用意のうえ、皆野町役場産業観光課に申請してください。

問い合わせ 皆野町役場 産業観光課  
電話番号：0494-62-1462（直通）

## ② 埼玉県感染防止対策協力金 給付

埼玉県による営業時間短縮の要請に協力した飲食店（カラオケ店、バー等を含む）を運営する事業者に対して感染防止対策協力金が支給されます。

### ・主な支給要件

- ① 原則として、令和3年1月12日から令和3年2月7日までの全ての期間\*1で、要請に応じ営業時間を短縮（休業を含む）したこと  
対象店舗 埼玉県内の飲食店（カラオケ店、バー等を含む。）  
営業時間 午前5時から午後8時まで  
酒類提供時間 午前11時から午後7時まで

\*1 準備等のため協力開始が1/12に間に合わない場合でも、協力開始日から2/7までの全ての期間、協力いただければ日割り（日数×6万円）で支給されます。

- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等を受けていること

- ③ 『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示していること

- ④ 「埼玉県LINE コロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること



③④の両方を店頭に掲示する必要があります ↑ ↑

- ⑤ 本協力金の支給を受けた店舗名および所在地の公表に同意すること

・支給額 1店舗あたり162万円（全期間協力した場合）

・申請期間 令和3年2月8日（月）～3月26日（金）

・申請方法

- 1) 電子申請の場合【原則】※電子申請を原則とします。

埼玉県感染防止対策協力金申請フォームから申請してください。



- 2) 郵送の場合

申請書類を簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※令和3年3月26日（金）の消印有効です。

※申請書は埼玉県HPからダウンロード、皆野町役場・商工会で配布

・よくあるお問い合わせ

Q 従来から営業時間を午後8時前までとしている場合でも対象となりますか？

A 対象となりません。通常時は午後8時以降に営業をしていた店舗が要請に応じて、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していることが必要です。

Q 営業時間の短縮ではなく終日休業した場合や、定休日も協力金の対象となりますか？

A 終日休業した場合や定休日も対象となります。

問い合わせ 埼玉県中小企業等支援相談窓口 ☎0570-000-678（ナビダイヤル）  
受付時間：平日 午前9時～午後9時、土日祝日 午前9時～午後6時

みなのお問い合わせは、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。

表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2021/1/28

### ③ 町給付金の申請期限が迫っています！ 町給付

●町の新型コロナウイルス関連給付金の申請期限が迫っています、申請はお早めに。

#### (1) 新型コロナウイルス感染防止対策奨励金

新型コロナウイルス感染防止対策を実施している事業者で、今後も継続して実施する意思のある方に対して、奨励金を交付するものです。

町内に店舗、工場または事業所を有する事業者を対象とし、個人、法人問わずに幅広い事業を対象とします。

- 交付金額 一店舗につき5万円
- 交付要件 以下の条件すべてを満たす方
  - ① 町内に店舗、工場または事業所を有し事業を営む事業者（病院、介護事業所、大型店舗等も含む）
  - ② 新型コロナウイルス感染防止対策を行っており、今後も行う意志のある方
  - ③ 町税の滞納が無いこと
- 感染防止対策の例  
消毒液設置 店内の定期的な消毒 ソーシャルディスタンスの確保  
マスクやフェイスシールドの着用 非接触式体温計による入口での検温  
順番待ちの行列を避けるための番号札の導入 など
- 申請期限 **令和3年2月26日（金）まで**
- 申請方法 町HPに掲載されている必要書類（申請様式等）をご用意のうえ、皆野町役場産業観光課に申請してください。

既に300を超える事業者から申請を頂いています！

#### (2) 新型コロナウイルス感染防止対策機器購入費補助金

新型コロナウイルス感染防止のために、体表面温度を非接触で測定するサーマルカメラを購入し設置した事業者に対して、購入費の一部を補助するものです。

##### • 対象経費

体表面温度を非接触で測定するサーマルカメラ（カメラ設置型、タブレット型、ハンディー型）の購入及び設置に要する経費

※令和2年4月1日から令和3年2月26日までの間に、町内事業所に設置したものが対象です。

##### サーマルカメラ一例



既に10件約180万円の補助金を交付しています！

- 交付金額 一事業者につき上限30万円（補助率3分の2）

- 交付要件 以下の条件すべてを満たす方
  - ① 町内に店舗、工場または事業所を有し事業を営む事業者
  - ② 新型コロナウイルス感染防止対策を行っており、今後も行う意志のある方
  - ③ 町税の滞納が無いこと
- 申請期限 **令和3年2月26日（金）まで**
- 申請方法 町HPに掲載されている必要書類（申請様式等）をご用意のうえ、皆野町役場産業観光課に申請してください。

問い合わせ 皆野町役場 産業観光課  
電話番号：0494-62-1462（直通）

## ■商工会からのお知らせ

- 日本政策金融公庫と民間金融機関による「実質無利子・無担保融資」の上限額が6000万円に引き上げられました。
  - 国の家賃支援給付金の申請期限が令和3年2月15日まで延長されました。
  - 埼玉県の中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）の申請期限が令和3年3月31日まで延長されました。
  - 雇用調整助成金の特例措置、緊急雇用安定助成金は令和3年2月28日まで延長されました。
  - 商工会では、埼玉県よろず支援拠点と協力して、経営の専門家による無料相談を実施しています。新型コロナウイルス感染症に関連した給付金等の申請方法や、経営に関するお悩みを、専門家（中小企業診断士）に無料で相談できます。
- ※ 緊急事態宣言発令に伴い対面面談は中止し、オンライン又は電話相談で実施しています。
  - ※ 毎週木曜日の午前9時から午後5時（1回の相談時間の目安は約60分）
  - ※ 必要に応じて何度でも相談可能です！
  - ※ 希望する方は事前にお申し込みください。

電話：0494-62-1311



中小企業診断士 正村義明氏

発行：皆野町役場産業観光課 商工観光担当 電話：62-1462

みなのお企業支援かわら版は、担当者が収集した情報を簡潔にまとめたものです。  
表現の都合上、実際の内容と異なる場合がありますので予めご了承ください。2021/1/28